

小笠原諸島振興開発基本方針の概要（16.5.28告示）

I 序文

小笠原諸島のこれまで不利性としてとらえられてきた地理的、自然的条件等の特性を他の地域にはない魅力と資源であると捉えなおし、観光業を中心とした産業間の連携を強化し、地域の資源と創意工夫をいかした産業の振興を図り、自立的経済社会構造への転換を進める必要がある。

II 小笠原諸島の振興開発の意義及び方向

1 小笠原諸島の特殊事情とその役割

小笠原諸島は、我が国の離島の中でも際だった地理的、自然的、社会的及び歴史的的特殊事情を抱えるとともに、これらの特殊事情に由来する我が国にとって重要な役割を担っている。

2 振興開発の意義

重要な役割を担っている小笠原諸島を振興開発により、島民の生活の安定及び福祉の向上、自然環境の保全、文化の継承を図り、その自立的発展に結びつけていくことは、我が国全体の経済の発展と国民の福祉の向上に有益である。

3 振興開発施策の方向

振興開発計画に基づく事業は、次のような方向を基本として取り組むものとする。

- (1) 小笠原諸島の地域資源の再評価と活用（「不利性」から「優位性」への転換）
- (2) 地域の発意と創意工夫の活用（地元が主体となった地域づくり）
- (3) ソフトとハードを一体とした総合的な施策の推進（ソフト・ハード両面からの取組）
- (4) 交流人口の拡大と人材育成（個々の島民の意識の向上と島外の視点を持った地域振興）
- (5) 自然と共生した定住条件の整備（居住環境の構築及び島内雇用の拡大の促進）

III 小笠原諸島の振興開発を図るための基本的な事項

- 1 土地（公有水面を含む）の利用
- 2 道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備
- 3 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発
- 4 住宅、生活環境施設、保健衛生施設及び社会福祉施設の整備その他市街地又は集落の整備及び開発並びに医療の確保等
- 5 自然環境の保全及び公害の防止
- 6 防災及び国土保全に係る施設の整備
- 7 教育及び文化の振興
- 8 観光の開発
- 9 国内及び国外の地域との交流の促進
- 10 小笠原諸島の振興開発に寄与する人材の育成
- 11 帰島を希望する旧島民の帰島の促進